

子育てにかかる経済的負担の軽減

[リーダー:鳥取県]

都道府県名	事業名	スライド
秋田県	すこやか子育て支援事業（保育料助成）	1
山形県	放課後児童クラブ利用料軽減事業	2
新潟県	新潟県保育サポートセンター事業	3
新潟県	少子化対策に係る企業等との協働の仕組み構築事業 ※	4
新潟県	地域の子育て力育成事業 ※	5
埼玉県	パパママ応援ショップ事業	6
富山県	子育て支援サービス普及促進事業	7
富山県	保育所・幼稚園等保育料軽減事業	8
石川県	病児・病後児保育利用料無料化事業	9
石川県	多子世帯放課後児童クラブ利用支援事業	10

都道府県名	事業名	スライド
岐阜県	第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金	11
岐阜県	多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金	12
和歌山県	紀州っ子いっぱいサポート事業	13
和歌山県	在宅育児支援事業	14
兵庫県	ひょうご保育料軽減事業	15
鳥取県	おうちで子育てサポート事業	16
徳島県	『阿波っ子はぐくみ保育料助成事業』、『とくしま在宅育児応援クーポン事業』	17

※付けた事業は複数のWTに登録があるもの

子育てにかかる経済的負担の軽減 「すこやか子育て支援事業(保育料助成)【秋田県】」

取組の背景

- ・全国に先駆けて進む少子高齢化と人口減少
- ・特に第3子以降の出生割合が他県に比べ低位
- ・理想の数の子どもが持つことができない理由として、約7割が「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と回答

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
 - ・安心して子どもを産み育てることができる環境の整備
 - ・出産や子育てに関する県民の希望をかなえ、少子化の克服を図る
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
 - ・出生順位や年齢を問わず、また、対象施設も広く設定して保育料助成を実施
 - ・新たな出生があった場合には保育料を全額助成する制度を導入

■助成内容

- 【対象年齢】0歳～就学前まで 【出生順位】 第1子から
 【対象施設】保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等
 【所得制限】幼稚園 世帯年収約680万円まで
 保育所 世帯年収約640万円まで

【助成率】

- ・市町村民税所得割課税額に応じ、1/2又は1/4
- ・ひとり親家庭は一律1/2
- ・H28.4.2以降に第3子以降が生まれた世帯の第2子以降の保育料を全額助成
- ・H30.4.2以降に生まれた第2子以降の保育料を全額助成
- ・H30.4.2以降に第3子以降が生まれた世帯について、所得制限を一部緩和し、第2子以降の保育料を1/2助成(世帯年収約930万円まで)

事業の成果等

- ・県内全市町村と協働で実施(負担割合 県1/2、市町村1/2)
- ・さらに約2/3の市町村が独自の上乗せ助成を実施
- ・第3子以降の出生割合(出典 厚生労働省 人口動態統計)
 平成27年 16.58%
 平成28年 16.50%
 平成29年 17.59%

予算推移

- 予算の推移
- ・平成29年: 1,100,995千円(一財)
 - ・平成30年: 1,081,834千円(一財)
 - ・平成31年: 830,047千円(一財)

事業推進上の課題等

- <事業推進上の課題>
- ・多大な財政負担
 - ・複雑な制度(国の軽減制度と本助成制度があるため)
- <横展開に向けての提言>
- 規制緩和 なし
 - 財政支援
 国の責任において幼児教育・保育無償化を実施することを要望する

子育てにかかる経済的負担の軽減 「放課後児童クラブ利用料軽減事業【山形県】」

取組の背景

児童数の減少や、共働き世帯の増加に伴い、児童の放課後の居場所づくりを担う放課後児童クラブの需用は年々増加している中、兄弟姉妹で同時入所させた場合の子育て世帯の経済的負担が重くなっている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

経済的理由から放課後児童クラブの利用を控えることがないよう、低所得世帯に対する利用料支援を拡大とともに、多子世帯に対する利用料支援事業を新たに創設(県単独事業)。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

(1) 低所得世帯への利用料支援の拡大※1(H29~)

要保護世帯 利用料減額助成
(上限10,000円、県1/2、市町村1/2)
準要保護世帯 利用料助成
(上限7,000円、県1/2、市町村1/2)

※1 利用料支援はH24から実施。上限5,000円

(2) 多子世帯への利用料支援の創設(H29~)

兄弟姉妹で同時利用している世帯への利用料の助成※2
2人目 利用料の半額を助成
(上限5,000円、県1/2、市町村1/2)
3人目以降 利用料の半額を助成
(上限10,000円、県1/2、市町村1/2)

※2 支援対象世帯は、市町村民税が169,000円未満(年収640万円未満)の世帯とする

事業の成果等

(1) 低所得世帯に対する利用料支援

- 平成29年度 28市町村、243クラブ、1,095人
- 平成30年度 29市町村、313クラブ、1,172人

(2) 多子世帯に対する利用料支援

- 平成29年度 25市町村、248クラブ、814人
- 平成30年度 27市町村、338クラブ、1,484人

予算推移

予算の推移

	低所得世帯支援	多子世帯支援
・平成29年度:	33,303千円	18,552千円
・平成30年度:	47,858千円	42,198千円
・令和元年度:	43,277千円	39,439千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

国による支援制度創設が必要。

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援

国による支援制度創設が必要(再掲)

子育てにかかる経済的負担の軽減 「新潟県保育サポートセンター事業【新潟県】」

取組の背景

- 慢性的に保育士不足であり、年度途中に待機児童が発生する要因のひとつになっている。
- いわゆる「潜在保育士」を対象にアンケートを実施した結果、約900名の潜在保育士が保育士として就労意向を持っていることがわかった。(H28実施)
- 保育ニーズの変化やそれに伴う制度の変更により、保育現場に復職しようとする方にとって不安全感がある。

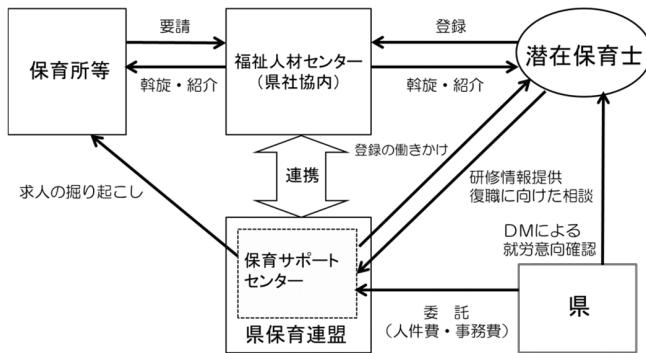
事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

潜在保育士の活用・マッチング支援による保育士確保の促進

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

① 福祉人材センターと連携し、求職登録・求人登録を積極的に働きかけ



② 復職への不安感の解消や、就職後のミスマッチの発生を防ぐため、就職相談や施設見学等の調整を無料で実施

事業の成果等

・就職件数 15件

平成29年6月26日設立～令和元年5月末実績

予算推移

・平成28年: -

・平成29年: 3,261千円(一財1,630.5
地方創生推進交付金1,630.5)

・平成30年: 3,820千円(一財1,996、上記交付金1,824)

・令和元年: 3,820千円(一財1,910、上記交付金1,910)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

・保育サポートセンターの認知度が低い

・主に労働条件(勤務時間など)において、求人施設と求職者の間のミスマッチが大きい

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援 なし

○その他

・看護師確保対策の例にならい、全国統一的な保育人材確保策を推進し、潜在保育士の再就職をより効果的に進めるための取組を行う。

子育てにかかる経済的負担の軽減 「少子化対策に係る企業等との協働の仕組み構築事業【新潟県】」※

取組の背景

- ・本県では、25～44歳の女性就業率が全国平均よりも高く、働く女性が子どもを生み育てやすい環境整備が必要
- ・理想の子ども数を持てない理由としては、「子育てにかかる経済的負担」が最も高い割合
- ・本県が実施した企業の従業員向けアンケート調査においては、「どのような『時間的ゆとり』支援策があれば予定子ども数を増やすか」との問い合わせに対し、「職場環境の充実」が最も高い評価

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
社会全体で子育てを応援する機運の醸成
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
【H30まで】
 - ・仕事と子育ての両立支援に積極的な企業を「にいがた子育て応援企業」に認定し、取組を支援(以下のメリットを付与)
 - ①連携金融機関が従業員に対し教育ローン等の金融商品の金利優遇を実施**
 - ②妊娠・出産や子育てに関する有給休暇制度の創設に対し、奨励金30万円を支給**
 - ③仕事と子育ての両立支援の取組について助言・指導を行う助産師等の専門家を派遣(県が費用負担)**
 - ④企業名や取組内容をHPなどの県の広報媒体で紹介****【H31から】**
 - ・他の企業登録制度※と統合し、窓口の一本化や取組レベルに応じた段階的なメリット付与などにより、企業の取組促進を図る

※「イクメン応援宣言企業」登録制度とともに「ハッピー・パートナー企業」登録制度に統合(仕事と子育ての両立支援WTの事例集参照)

・上記①～④のメリット付与は継続

事業の成果等

- ・認定企業数(=子育て応援プラス認定企業数): 158社
- ・奨励金(妊娠・出産関連有給休暇)支給件数: 0件
- ・奨励金(子育て関連有給休暇)支給件数: 17件
- ・連携金融機関数: 14機関 ※いずれも令和元年6月末時点

予算推移

- ・平成28年: -
 - ・平成29年: 7,156千円(一財6,578、地域少子化対策重点推進交付金578)
 - ・平成30年: 7,188千円(一財6,396、上記交付金792)
 - ・平成31年: 9,366千円(一財9,183、上記交付金183)
- ※制度統合後も、メリット付与に係る予算は統合前の各制度の所管課が管理(広報等に係る予算は、『ハッピー・パートナー企業』登録制度に一本化)

事業推進上の課題等

- <事業推進上の課題>
- ・制度の認知度向上
 - ・企業の取組をより促進させる支援内容の検討
- <横展開に向けての提言>
- 規制緩和 なし
 - 財政支援 なし

拡

新

4

子育てにかかる経済的負担の軽減 「地域の子育て力育成事業【新潟県】」※

取組の背景

- ・核家族化や地域コミュニティの衰退、女性の社会進出の増加など社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、子育てに対するニーズが多様化
- ・家庭や行政の既存メニューだけでは対処しきれず、新たな子育てサービスの担い手の育成が急務

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
多様な子育てサービスの担い手を育成し、社会全体で子育てを支える体制の整備
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
・県内に主たる事業所・本店を有し、法人格を持つNPO等の団体や民間事業者等を補助対象者として、サービスの継続性を担保
・市町村との連携・協力を補助条件として、地域の実情に応じたサービスの展開を促進
・補助率10/10(上限50万円)により、財政基盤が脆弱な団体等における新たなサービスの立ち上げなどを支援
新・団体間のネットワーク、形成や先行・優良事例の横展開を図るために、取組報告会を開催



事業の成果等

- ・H30年度: 11団体・13事業を支援
 - ・R元年度: 12団体・15事業を支援
(うち前年度からの継続: 3団体・4事業)
- ※今後、追加募集を予定

予算推移

- ・平成28年: -
- ・平成29年: -
- ・平成30年: 16,791千円(一財)
- ・平成31年: 18,637千円(一財)

事業推進上の課題等

- <事業推進上の課題>
- ・地域課題を適切に捉え活動できる団体等の育成
 - ・市町村の連携・協力の確保

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 なし
- その他

地域単位では参考となる先行事例が少ないことから、優良事例の共有に向け、より広域でのネットワーク形成の取組が必要

5

子育てにかかる経済的負担の軽減 「パパママ応援ショップ事業【埼玉県】」

取組の背景

- ・全国的に出生数の減少に歯止めがかからず、平成28年以降3年連続で100万人を切る状況
- ・特に埼玉県の合計特殊出生率は全国平均を大きく下回る危機的な水準
- ・少子化の進行は経済や企業活動にも大きく影響する社会的問題として捉える必要がある

事業概要（取組の特長）

1. 事業目的
 - ・企業を含め社会全体で子育てを応援する気運醸成
 - ・子育て世帯の育児負担の軽減

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

- ①全国最大規模の協賛店舗を確保
 - ・地元に密着した店舗、大手チェーンなど多彩な協賛店舗を確保
- ②子育て世帯に漏れなく行き渡るよう、市町村、学校機関と連携して幅広く周知
 - ・県内子育て世帯(約5千)に調査したところ、97%がカードを所有、うち65%が月1回以上カードを利用
 - ・利便性向上のため
スマートフォンアプリ版も運用



事業の成果等

- ・パパママ応援ショップ協賛店舗数 22,744店
(平成31年3月末現在、全国一位)

予算推移

予算の推移

- ・平成29年度：24,508千円（一財）
- ・平成30年度：21,875千円
(一財・地域少子化対策重点推進交付金)
- ・令和元年度：15,617千円（一財）

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・協賛店舗の地域偏在の改善
- ・対象サービスの更なる充実

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援 地方自治体が創意工夫し独自に実施する少子化対策に対し、補助制度を創設して後押しすることを要請する
- その他 社会全体で子育てを応援する気運の醸成に向けて経済界への働きかけが重要

6

子育てにかかる経済的負担の軽減 「子育て支援サービス普及促進事業【富山県】」

取組の背景

- ・子育てにかかる負担として、経済的負担を挙げる人が多い。
- ・核家族化や都市化が進む中、育児の孤立化や子育てに対する不安感、負担感が高まっている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用促進を図る。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
一時保育や予防接種などに利用できる「とやまっ子 子育て応援券」の配付(H20.10~)

- ①実施主体 県及び市町村(県10/10補助)
- ②応援券の金額 第1子：1万円(500円券×20枚×1セット)
第2子：2万円(500円券×20枚×2セット)
第3子以降：3万円(500円券×20枚×3セット)

- ③応援券の有効期間 3年間(3歳の誕生日の前日まで)

- ④対象サービス
(保育・育児サービス)
一時保育、病児・病後児保育、読み聞かせ絵本の購入、
親子連れでの公共施設の利用等
(保健サービス)
予防接種、乳児健康診査、母乳相談、
産後ケアサービス等



事業の成果等

- ・子育て応援券配布実績
 - 平成27年度 8,287人 107,730千円
 - 平成28年度 7,883人 101,750千円
 - 平成29年度 7,735人 101,370千円
 - 平成30年度 7,485人 123,480千円
- ・利用率 80%以上で推移(利用期間満了分)
- ・利用内容の割合(平成30年度 利用人数ベース)
第1位 予防接種 第2位 読み聞かせ絵本
第3位 母乳相談

予算推移

予算の推移

- ・平成28年：118,220千円(一財)
- ・平成29年：118,220千円(一財)
- ・平成30年：124,220千円(一財)
第2子配付額 1万円→2万円に増額
- ・平成31年：135,386千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・予算規模が大きく、財源の確保が困難である。
- ・利用券の配付、精算、サービス提供事業者の調整等事務の負担が大きい。

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援
補助制度を創設して後押しすることを要請したい。

7

子育てにかかる経済的負担の軽減 「保育所・幼稚園等保育料軽減事業【富山県】」

取組の背景

県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」を挙げる方が一番多く、経済的負担の軽減が求められている。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

市町村と連携し、保育料の無償化・軽減を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

保育料の無償化や軽減に取り組む市町村を支援(補助率:1/2)

○平成27年4月～ 第3子以降原則無償化

事業内容 ①年収640万円未満世帯の第3子以降を無償化
②年収640万円以上世帯の第3子以降
0～3歳児 1/2軽減
4歳児 1/3軽減

○平成30年9月～ 低所得世帯の第1子・第2子無償化・軽減

事業内容 ①年収260万円未満世帯の第1子を無償化
②年収360万円未満世帯(ひとり親)の第1子を無償化
③年収360万円未満世帯(ひとり親以外)の第1子を1/2軽減
④年収360万円未満世帯の第2子を無償化

事業の成果等

・補助実績

平成27年度 298,234千円(3,452人)

平成28年度 272,684千円(2,711人)

平成29年度 276,944千円(2,739人)

平成30年度 334,970千円(4,759人)

・子どもを増やすにあたっての課題として「経済的な負担」を挙げる人の割合の低下(県調査)

平成25年度 74.8% ⇒ 平成29年度 70.2%

予算推移

予算の推移

・平成28年:291,837千円(一財)

・平成29年:280,834千円(一財)

・平成30年:357,996千円(一財)

・平成31年:229,334千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

保育料の無償化により、保育ニーズの増加が見込まれることから、保育の受け皿整備や保育士確保の取組みもあわせて行う必要がある。

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援

今回、国制度の幼児教育・保育の無償化において、0～2歳児は、住民税非課税世帯に限定されているため、対象拡大を要請したい。

子育てにかかる経済的負担の軽減 「病児・病後児保育利用料無料化事業【石川県】」

取組の背景

・子育てに関する不安として、経済的な不安や仕事との両立の不安を挙げている者が多く、女性活躍の促進のため、病気の子どもを預けやすい仕組みを構築する必要

(子育てに関する県民意識調査(平成25年度、石川県))
経済的な不安 62.4%、仕事との両立の不安 43.4%

・「いしかわ創生人口ビジョン」に掲げる2028年における合計特殊出生率1.8の達成に向け、子どもを2人以上持つことを後押しする必要

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

多子世帯の経済的不安や仕事との両立の不安の軽減

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

所得制限を設けたうえで、病児保育利用料を無料化

(1)対象児童 ①年収360万円未満の世帯の第2子
②年収640万円以下の世帯の第3子以降

(2)補助額 上限2,000円／日

(3)負担割合 県1／2、市町1／2

事業の成果等

・事業利用者延べ人数(平成30年度)

第2子 434人

第3子 977人

計 1,411人

・平成30年度から県内全市町が本事業に参加

予算推移

予算の推移(県負担分)

・平成28年度:—

・平成29年度:2,000千円(一財)

・平成30年度:1,900千円(一財)

・平成31年度:1,800千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

病児・病後児保育提供体制の充実

<横展開に向けての提言>

○財政支援

子ども子育て交付金(病児保育事業)における減免の対象者の拡大を要望している。

子育てにかかる経済的負担の軽減 「多子世帯放課後児童クラブ利用支援事業【石川県】」

取組の背景

- ・女性の就労拡大に伴い、放課後児童クラブのニーズが増加
H30.5.1現在 全国(前年比) 石川県(同)
放課後児童クラブ数 25,328カ所(+3.1%) 330カ所(+2.8%)
同登録児童数 1,234,366人(+5.4%) 14,620人(+6.1%)

- ・子育てに関する不安として、経済的な不安や仕事との両立の不安を挙げている者が多く、女性活躍の促進のため、就学後の子どもを預けやすい仕組みを構築する必要

〔子育てに関する県民意識調査(平成25年度、石川県)
経済的な不安 62.4%、仕事との両立の不安 43.4%〕

- ・「いしかわ創生人口ビジョン」に掲げる2028年における合計特殊出生率1.8の達成に向け、子どもを2人以上持つことを後押しする必要

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
多子世帯の経済的不安や仕事との両立の不安の軽減
2. 取組の特長
 - ・年収360万円未満の世帯の第2子以降の放課後児童クラブの利用料を無料化(県1/2、市町1/2)
補助上限額 月額1万円
 - ・クラブのきょうだい同時入所等は要件としていない

事業の成果等

- ・支援対象者
平成28年度 93人(第3子以降)
平成29年度 388人(第2子以降に対象を拡大)
平成30年度 384人

・県内18市町が本事業に参加

予算推移

- 予算の推移(当初)
- ・平成28年: 13,000千円(一財)
 - ・平成29年: 39,000千円(一財)
 - ・平成30年: 31,982千円(一財)
 - ・平成31年: 26,900千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>
特になし

<横展開に向けての提言>
○規制緩和 なし
○財政支援 国において、恒久的な補助制度を創設して後押しすることを要請中。

子育てにかかる経済的負担の軽減 「第2子以降放課後児童クラブ利用料減免補助金【岐阜県】」

取組の背景

- ・理想の子ど�数が、持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が4割超と最も多い(H26県調査)
- ・放課後児童クラブは家庭と仕事の両立に不可欠の事業であるが、多子世帯では利用料が嵩り、経済的な負担感が大きい

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
放課後児童クラブを利用する子育て世帯の経済的負担の軽減
 2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
○放課後児童クラブを2人以上利用している世帯の2人目以降の児童に係る利用料減免を実施する市町村に対し、減免に要する費用を補助する。
【基準額】
対象児童1人あたりの利用料減免額の上限 10,000円／月
【対象世帯】
年収約470万円未満
(市町村民税所得割課税額97,000円未満)の世帯
- 補助率: 県1/2 市町村1/2

事業の成果等

- ・補助実績
H29 8市町村に補助
(対象児童数 252人)
H30 9市町村に補助
(対象児童数 361人)

予算推移

- 予算の推移
- ・平成29年: 20,000千円(一財)【新規】
 - ・平成30年: 11,729千円(一財)
 - ・平成31年: 8,880千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>
利用者の所得の把握が困難

<横展開に向けての提言>
○規制緩和 なし
○財政支援
全国知事会から国に対し放課後児童クラブの利用料無償化を要請中。

子育てにかかる経済的負担の軽減 「多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金【岐阜県】」

取組の背景

- ・理想の子ど�数が、持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が4割超と最も多い(H26県調査)
- ・女性の社会進出や核家族化により、病児・病後児であっても自宅での保育が困難な世帯が増加しており、病児・病後児保育のニーズは高い
- ・病児・病後児保育は、兄弟姉妹間での病気感染等により、多子世帯において利用率が高くなる可能性が高く、経済的な負担感が大きくなる

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
病児・病後児保育を利用する多子世帯の経済的負担軽減
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
○満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童に係る、病児・病後児保育の利用料の無償化を実施する市町村に対し、その費用を補助する
○補助率:県1／2 市町村1／2

事業の成果等

・補助実績

- | | |
|-----|------------------------------|
| H28 | 18市町村に補助
(対象児童数 延べ1,577人) |
| H29 | 18市町村に補助
(対象児童数 延べ2,078人) |
| H30 | 23市町村に補助
(対象児童数 延べ2,091人) |

予算推移

予算の推移

- | |
|-------------------------|
| ・平成28年:3,200千円(基金収入) |
| ・平成29年:1,988千円(基金収入) |
| ・平成30年:2,382千円(一財・基金収入) |
| ・平成31年:2,782千円(一財) |

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>
なし

<横展開に向けての提言>

- 規制緩和 なし
- 財政支援
全国知事会から国に対し病児保育の利用料無償化を要請中。

12

子育てにかかる経済的負担軽減 「紀州っ子いっぱいサポート事業【和歌山県】」

取組の背景

少子化という喫緊の課題を解決し、県長期総合計画に掲げている、2026年における合計特殊出生率2.00を達成するため、経済的理由で子供を持つことを断念しなければならない家庭への支援を強化する。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的
子供を安心して持つことができるよう、多子世帯の保育料等の無償化等を実施し、子育てへの経済的負担を軽減する。
2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)
○第3子以降及び一部の第2子に係る保育料の無償化する市町村に補助を行う。※第2子については、平成30年度から拡充
 - ・事業主体:市町村
 - ・補助率:県1/2、市町村1/2
 - ・所得制限:第3子以降 なし

第2子 年収360万未満相当

○平成28年度から対象年齢等を拡充

	旧施策	新施策 (ノベーションアップ分)
対象年齢	3歳未満	小学校就学前
兄弟の年齢制限	18歳未満	制限なし
所得制限	制限なし	制限なし
対象施設	保育所認定こども園(保育認定部分)	保育所認定こども園 幼稚園 児童発達支援センター等 認可外保育施設等 (病院内保育施設 企業内保育施設 その他の認可外保育施設)

事業の成果等

これまで第3子以降の保育料等の無償化に取り組んだ結果、出生者総数が年々減少していく中において、施策開始前は、第3子以降の出生数も年々減少していたが、施策開始後は、一転して増加傾向となった。

加えて、3人目以降を妊娠した方へのアンケート調査でも、保育料の無償化が影響したと約7割の方が回答

予算推移

予算の推移

- | |
|------------------|
| ・平成28年:354,918千円 |
| ・平成29年:400,200千円 |
| ・平成30年:456,996千円 |
| ・平成31年:345,335千円 |

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>
○10月からの国制度により、3歳から5歳の副食費が実費徴収となつたため、保育料に含めて無償化していた世帯への対応を市町村とともに検討中

<横展開に向けての提言>

- 国は子供の年齢に特化した支援であり、県の政策である多子世帯への経済的支援とは趣旨が異なる。
- 多子対策を進める上で、第2子以降の0歳から2歳までの子供についても、所得制限を設けずに無償化の対象とすべき。

13

子育てにかかる経済的負担軽減「在宅育児支援事業【和歌山県】」

取組の背景

少子化という喫緊の課題を解決し、県長期総合計画に掲げている、2026年における合計特殊出生率2.00を達成するため、経済的理由で子供を持つことを断念しなければならない家庭への支援を強化する。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

経済的支援の対象を共働き世帯だけでなく、専業主婦世帯にも拡大し、子育ての選択肢を広げるとともに、多子化対策をさらに強化する。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

○0歳児を在宅で育児を行う世帯に対して経済的支援を行う。

※平成30年度新規事業

- ・事業主体:県
- ・補助率 :県10/10
- ・所得制限:第3子以降 なし
第2子 年収360万未満相当
- ・支給額 :月額1万5千円(平均保育料の1/2)
- ・支給期間:10か月
(保育所入所が可能となる生後2か月から1歳になるまでの期間と整合)

事業の成果等

本来は、県と市町村でそれぞれ1/2の支援を行い、1世帯当たり30万円を支給する仕組みであるが、施策を確実に実施していく必要があるため、事業の実施主体を県とし、県下の対象世帯へ15万円の支援を行う。

市町村に対しては、同額上乗せをして支援を行うよう要請(平成31年4月現在 15市町村で上乗せ実施)

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: 一千円
- ・平成29年: 一千円
- ・平成30年: 291, 323千円
- ・平成31年: 282, 296千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

<横展開に向けての提言>

○本県では、現在0歳～2歳の保育料等の無償化を実施していることから、保育所等を利用していない在宅育児世帯との支援の公平性を保つ必要がある。
○また、乳幼児における保護者とのふれあいは、幼児の人間形成にとって必要不可欠なものであると考えられるため、0歳児を家庭で育てられるような社会制度の構築が必要

14

子育てにかかる経済的負担の軽減 「ひょうご保育料軽減事業【兵庫県】」

取組の背景

多子型の出産・子育てが可能な環境づくりを推進するため、経済的負担の軽減を推進。

少子化となっている主な原因として、約2／3が「生活費や教育費など経済的な不安」と回答(H30兵庫県県民意識調査)しており、経済的負担の軽減が喫緊の課題。

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

少子化が進む中、子育てにかかる費用が家計に対して大きな負担となることから、保育料を助成し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ることで、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進。

2. 取組の特長

(1) 補助対象
保育所、幼稚園等を利用する第2子以降(R1.10以降、第1子～)
(国の半額・無償の措置を受ける者は対象外)

(2) 補助要件

世帯年収 第1子(R1.10以降) 約360万円未満
第2子以降 約640万円未満

(3) 補助単価

区分	第3子以降		第2子		第1子
	R1.9まで	R1.10以降	R1.9まで	R1.10以降	
3歳未満児	7,000円	15,000円	6,000円	15,000円	10,000円
3歳以上児	5,500円	-(無償化)	4,500円	-(無償化)	-(無償化)

※R1.10以降、保育料の1/2と補助単価の低い方を限度とする。

(4) 負担割合

第1子・第2子 県1/2 市町1/2
第3子以降 県10/10

事業の成果等

・県内全41市町で実施(市町協働事業)

・県下の80%程度の施設利用者を支援(国軽減含む)
保育施設利用者に対する保育料軽減対象者カバー率
H28 77.4%
H29 76.9%
H30 77.0%
H31(R1.10以降) 87.0%

予算推移

予算の推移

- ・平成28年: 412,000千円
- ・平成29年: 427,608千円
- ・平成30年: 551,412千円
- ・平成31(令和元)年: 469,240千円

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

- ・市町との事務分担、経費負担などの調整
- ・県や市町の単独事業としての予算確保

<横展開に向けての提言>

幼児教育無償化にあたり、0～2歳児について所得制限を一層緩和のうえ、全額国庫で実施するよう要望中。

15

子育てにかかる経済的負担の軽減 「おうちで子育てサポート事業【鳥取県】」

取組の背景

- ・保育所等を利用する世帯に対しては、子育て支援として保育料無償化の取組により、経済的負担を軽減。
- ・家庭で子育てをしたいと考えている保護者にも支援が必要。
(先行実施している県内の自治体からも制度化の要望)

事業概要(取組の特長)

1. 事業目的

保育所等を利用する世帯に対して子育て支援として保育料無償化の取組を進めてきたことを踏まえ、子育て支援の対象をより広げる観点から、在宅育児世帯に対しても、経済的支援を行うことにより、保護者の子育ての選択肢を広げる。

2. 取組の特長(特に工夫している部分に下線)

- ①支援対象とする児童
保育所等を利用してない1歳に達するまでの児童
- ②事業主体 市町村
- ③対象事業
市町村が行う在宅育児世帯の保護者を対象にした、現金給付、現物給付若しくはサービスの利用料の負担軽減のいずれか又は複数を行う事業に対し、助成する。
 - ア 現金給付：対象世帯に対して現金を給付する事業
(一人当たり月額3万円限度)
 - イ 現物給付：対象世帯に対して現物を給付する事業
 - ウ サービスの利用料の負担軽減：
 - 一預かり事業、ファミリー・サポート・センター等のサービスの利用料を減免する事業

事業の成果等

・県内市町村(19)の実施状況(平成31年度)

現金給付：14町村

現物給付・サービス減免：1市・1村

・受給者アンケート(母数207人)

「子どもを保育所に預ける時期を遅らせるなど生活設計に影響があった」27.5%

「次に子どもを設けたい(本制度に関わらず)」29.0%

「在宅育児支援があるなら設けたい」23.2%

「希望の時期まで在宅で子育てできた(できそう)」59.9%

⇒保育所等の整備と合わせて各個人のライフスタイルに合わせた子育てができる環境の整備に寄与

予算推移

予算の推移

・平成29年：100,544千円(一財)

・平成30年：101,476千円(一財)

・平成31年：77,906千円(一財)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

出生数の多い市部では、現金給付は負担が大きく実施に躊躇。全県での子育て環境向上のため未実施自治体への働きかけが必要。

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援

子育ての選択肢を広げ、希望出生率の向上に寄与する取組として補助制度により後押しを要望したい。

子育てにかかる経済的負担の軽減

「『阿波っ子はぐくみ保育料助成事業』、『とくしま在宅育児応援クーポン事業』【徳島県】」

取組の背景

- ・出生数の減少(H28・5,346人 H29・5,182人 ▲164人)
- ・合計特殊出生率の上昇基調に停滞感(H28 1.51、H29 1.51)
- ・「理想の数の子供を産まない理由」：「経済的理由」(56.3%)、
「育児の心理的・肉体的な負担」(17.6%)
- ・一時預かりなどのサービス充実と利用料支援を求める現場の声

事業概要（取組の特長）

1. 事業目的

子育て家庭の経済的・心理的負担を軽減し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

2. 取組の特長

平成30年度9月補正により実施
(費用負担：県1／2、市町村 1／2)

(1)『阿波っ子はぐくみ保育料助成事業』(経済的負担軽減)

一日でも早く保育料無料化の効果を発現させるため、
国に先駆け施策を展開

3～5歳児

現行制度
第3子以降無料

拡大後
3～5歳
第2子無料化

(2)『とくしま在宅育児応援クーポン事業』(心理的負担軽減)

在宅育児を行う家庭が、一時預かり、産後ケアなどの子育て支援サービスを気軽に利用できるように、バウチャー券を交付

0～2歳児

誕生日ごとに15,000円ずつ交付
3年間で最大45,000円

拠 クーポンの利用促進を図るため、ファミサポの提供体制強化等子育て支援サービスの基盤強化を実施する。

事業の成果等

- (1)無料化：子育て家庭の経済的負担軽減の充実
- (2)クーポン：子育て支援サービスの利用が進み、在宅育児を行う家庭で、心理的負担の軽減が図られ、子育てや次の子供を持つことへの意欲を喚起
0～2歳児の在宅育児の支援を行うことで、待機児童解消にも繋がる

予算推移

予算の推移

・平成28年度：185,890千円(一財)

・平成29年度：185,890千円(一財)

・平成30年度：185,890千円、9月補正180,000千円(一財)

・平成31年度：320,000千円(一財)

6月補正： 4,000千円(一財・国輔)

事業推進上の課題等

<事業推進上の課題>

・事業費の確保

・2歳まで在宅で育児をできるような働き方改革が不可欠

<横展開に向けての提言>

○規制緩和 なし

○財政支援

在宅育児を行う家庭へのバウチャー券の配布等、
保育所等を利用しない家庭への支援に対する財政措置